

<比較表1> コロナ対策／融資制度(日本政策金融公庫・国民生活事業) 2020/3/25 現在

※「マル経」の緩和に関しては比較掲載しておりません。<詳細>https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html#covid_19

	新型コロナウイルス感染症特別貸付	特別利子補給制度	セーフティネット貸付 (経営環境変化対応資金)
対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、<u>次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</u></p> <p>1. 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>2. <u>業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</u></p> <p>(1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高</p> <p>(2) 令和元年12月の売上高</p> <p>(3) 令和元年10月から12月の平均売上高</p> <p>→「5%」基準</p> <p>※緩和されています。(Q&Aを参考)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、<u>次のいずれかの要件に該当する方</u></p> <p>①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る): 要件なし</p> <p>②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少</p> <p>③中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高▲20%減少</p> <p>※小規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下 ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下 <p>→「なし」「15%」「20%」基準</p>	<p>社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、<u>次のいずれかに該当する方</u></p> <p>1. 最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方</p> <p>2. 最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方</p> <p>3. 最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方</p> <p>4. 最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化している方</p> <p>5. 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方</p> <p>6. 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方</p>

			<p>7. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方</p> <p>8. 前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方</p> <p>→「5%」基準</p> <p>※緩和されています。(Q&Aを参考)</p>
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金
限度額	6,000万円(別枠)	<p><補給対象上限> 国民事業3,000万円</p> <p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(日本公庫) 中小事業1億円 ・(商工中金) 危機対応融資1億円 	4,800万円
利率	<p>基準利率</p> <p>ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%</p> <p>(注)、4年目以降は基準利率</p>	<p><利子補給期間></p> <p>借入後当初3年間</p>	基準利率
返済期間	<p>設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内)</p> <p>運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 15年以内<うち据置期間3年以内> ・運転資金 8年以内<うち据置期間3年以内>

担保 保証人	無担保		要相談
その他	一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となります。	令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能となります。	

※日本公庫（新型コロナウイルスに関する相談窓口） https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

※日本公庫の利率について：<https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html>

<参考> 令和2年3月2日現在 新型コロナウイルス感染症特別貸付 基準利率 1.36~1.55

※貸付制度の詳細について

(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

・ご提出書類・お申込手続き https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf

・新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ&A https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq.pdf

・「実質無利子化」について https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf

(2) [新型コロナ関連] マル経融資（小規模事業者経営改善資金）https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html#covid_19

(3) セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/07_keieisien_m.html

<比較表2> コロナ対策／融資制度(日本政策金融公庫・生活衛生貸付) 2020/3/25 現在

※「生活衛生改善貸付」の緩和に関しては比較掲載していません。<詳細>https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika_seiei.pdf

	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	特別利子補給制度	新型コロナウイルス感染症にかかる 衛生環境激変特別貸付
対象	<p>生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、<u>次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</u></p> <p>1. 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>2. <u>業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合</u>は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>(1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高</p> <p>(2) 令和元年12月の売上高</p> <p>(3) 令和元年10月から12月の平均売上高</p> <p>→「5%」基準</p>	<p>生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方</p> <p>①個人事業主(小規模に限る): 要件なし</p> <p>②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少</p> <p>③中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高▲20%減少</p> <p>※※小規模要件 ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下</p> <p>→「なし」「15%」「20%」 基準</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、<u>次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業</u>を営む方</p> <p>(1) 最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること</p> <p>(2) 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること</p> <p>→「10%」基準</p>
資金使途	<p><振興計画認定の組合員の方></p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転</p>		<p>経営を安定させるために必要な運転資金</p>

	資金 ＜上記以外の方＞ ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金		
限度額	6,000万円（別枠）	＜補給対象上限＞ 国民事業 3,000万円	別枠 1,000万円（旅館業を営む方は、別枠 3,000万円）
利率	基準利率 ただし、3,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%、4年目以降は基準利率	＜利子補給期間＞ 借入後当初3年間	基準利率（※） ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率 C（基準利率-0.9%）
返済期間	＜振興計画認定の組合員の方＞ 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内） 運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内） ＜上記以外の方＞ 設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）		7年以内（2年以内）
担保 保証人	無担保		要相談
その他	ご利用にあたっては、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」、それ以外の方は都道府県知事の「推せん書」（借入申込金額が500万円以下の場合には不要）が必要となります	令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能になります。	ご利用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症の発生による影響に関する確認資料」のほかに、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、生活衛生同業組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

※日本公庫（新型コロナウイルスに関する相談窓口） https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

※日本公庫の利率について：<https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html>

＜参考＞ 令和2年3月2日現在 新型コロナウイルス感染症特別貸付 基準利率 1.36～1.55

※貸付制度の詳細について

- (1) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html
ご提出書類・お申込手続き https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_c.pdf
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関する Q&A https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_seiei.pdf
「実質無利子化」について https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika_seiei.pdf
- (2) [新型コロナ関連] 生活衛生改善貸付 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/34_eiseikaizen_m.html#covid_19
- (3) 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html#covid_19

<比較表3> コロナ対策／信用保証制度 2020/3/25 現在

	セーフティネット保証 (4号)	セーフティネット保証 (5号)	危機関連保証
相談窓口	取引先の金融機関 信用保証協会 市区町村		
申請窓口	1. 融資申請の前に「認定申請」が必要 市区町村(または特別区)の商工担当課等の窓口 2. 取引先の金融機関(又は保証協会経由)に融資申請		
対象	<p><u>次のいずれにも該当する</u> 中小企業者が措置の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が、指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 <p>→「20%」基準</p> <p>※緩和されています。(Q&Aを参考)</p>	<p><u>以下のいずれかの要件を満たす</u> ことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。</p> <p>(イ) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者</p> <p>(ロ) 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者</p> <p>(イ) →「5%」基準</p> <p>(ロ) →「20%」基準</p> <p>※緩和されています。(Q&Aを参考)</p>	<p><u>次のいずれにも該当する</u> 中小企業者が措置の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。 下記の認定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。 <p>→「15%」基準</p>

資金使途	運転資金、設備資金
限度額	<一般枠とは別> 普通保証 2 億円以内 無担保保証 8,000 万円以内 無担保無保証人保証 2,000 万円以内
利率	金融機関所定の利率
信用保証料	おおむね 1%以内(危機関連保証については 0.8%以内)で、各信用保証協会毎および各保証制度毎に定められています。
返済期間	<保証期間>10 年以内 ※据え置き期間については要確認
担保 保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・保証人：法人の代表者を除き原則不要 ・担保：必要に応じて
その他	<手続きの流れ> 対象となる中小企業の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口にて認定申請書 2 通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

※セーフティネット保証（4号）https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

セーフティネット保証 4号の指定 <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

※セーフティネット保証（5号）の概要及び指定業種の追加 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

※危機関連保証制度 https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_crisis.htm

※その他、セーフティネット保証の情報更新について

・経産省のサイト【新型コロナウイルス感染症関連>資金繰り支援（貸付・保証）】を参考にしてください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

<本資料に関するお問い合わせ>

認定経営革新等支援機関（認定支援機関）
行政書士サポートオフィス横浜
行政書士 安藤 優介 （認定経営革新等支援機関 104114000214 ）

〒224-0041 神奈川県横浜市都筑区仲町台1丁目8番9号
仲町台フェニックスコート508号室
電話 045-532-5125 / FAX 045-532-5126 / E-mail: ando@e-ml.net

(ホームページ)

<http://sogyo.yokohama/>

<https://kouko-yokohama.jimdofree.com/>

<コピー・配布ご自由にどうぞ>

本資料をぜひ皆さままで共有して、お役立ていただけると幸いです。
一人でも多くの中小企業経営者様、関係者様のお役に立てばと願っております。
ただし、内容や体裁などの変更や有料販売するなどの行為はご遠慮くださいませ。

<資金調達、資金繰りに関するお問い合わせについて>

当事務所は、「行政書士 安藤 優介」の一人体制であり、小さいながらもご縁のあった経営者・事業者様のサポートをさせていただいております。ご相談に関しては、ホームページ・お電話にてお問い合わせください。

なお、顧問税理士さんがいらっしゃる経営者・事業者様におかれましては、顧問税理士さんに相談される方法もあるかと思ひます。相談に応じてくれる事務所もございます。

(令和2年3月30日版)